



### 日本生活協同組合連合会 (親事業者) (会員たる消費生活協同組合等に対する商品の供給事業)

#### 食料品等の製造委託

① 会員に対し一時的に納入価格を引き下げること等に伴い  
**総額約25億6331万円を  
下請代金から減額した(449名)**

② 会員による販売期間終了の際に

**総額約484万円相当の在庫品を  
下請事業者に返品した(6名)**

③ 自らの商品開発のために実施するテストの費用を確保するため

**総額約262万円を  
下請事業者に提供させた(24名)**

※ 日本生活協同組合連合会は、下請事業者に対し減額した総額を返還し、下請事業者から返品した物を再び引き取り、下請事業者に対し提供させた総額を返還する等している

### 下請事業者 (453名)

### 公正取引委員会による 勧告の内容

○ 次の事項を理事会の決議で  
確認すること

- ・ 今後、減額を行わない旨
- ・ 今後、返品を行わない旨
- ・ 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わない旨

○ 下請法の遵守体制を整備すること  
など

#### 支払遅延について

日本生活協同組合連合会の支払制度により支払遅延が生じ、これにより約13億2334万円の遅延利息が発生していた(452名)

#### 指導の内容

今後、同様の行為を行わないこと  
※ 日本生活協同組合連合会は、支払遅延を解消し、遅延利息を支払っている

## 2 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (4) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (9) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (1) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (4) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (9) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (1) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (4) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (4) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (4) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (9) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (7) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (2) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (9) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

### 3 参照条文

#### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年六月一日法律第二百十号）

##### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9～10 （略）

##### （下請代金の支払期日）

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

##### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一 （略）

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

#### （遅延利息）

第四条の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

#### （勧告）

##### 第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。